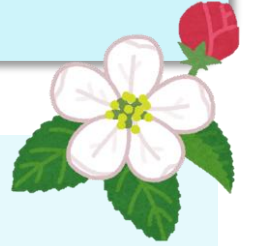


# 中野区重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト・就労等支援事業のご案内



## 1 サービス内容

医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）や医療的ケア児のご自宅の他、お子様が在学する学校等※に、訪問看護師を派遣し、日頃ご家族が行っている医療的ケア等をご家族の代わりに行います。

一定時間、訪問看護師がご家族の代わりに医療的ケアを行うことで、ご家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労等支援を目的としています。

※学校等とは・・・お子様が在学する特別支援学校その他教育機関及びこれに類すると認められる施設で、区長が特に認めるものです。（学校等の敷地内に限ります）



## 2 サービスを利用できる方

下記の3つのすべてに該当する方で、かつ①、②のいずれかにあてはまる方

- ◆区内に住所がある方
- ◆在宅で家族等による介護を受けている方
- ◆現在、医療保険で訪問看護による医療的ケアを受けている方

①愛の手帳・身体障害者手帳の有無にかかわらず、区内に住所がある18歳未満の、医療的ケア(3の「対象となる医療的ケア」参照)を受けている障害児等を介護する家族

②18歳に達するまでに、重度の知的障害(愛の手帳1度または2度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)※がある方  
※手帳を取得していない場合、医師の診断により大島分類1～4に該当している場合は利用可能です。

### 3 対象となる医療的ケア



医療的ケア		
①人工呼吸器管理※	②気管内挿管・気管切開	③鼻咽頭エアウェイ
④酸素吸入	⑤1日6回以上の吸引	⑥ネブライザー (1日6回以上または継続使用)
⑦中心静脈栄養	⑧経管(経鼻・胃ろうを含む)	⑨腸ろう・腸管栄養
⑩継続する透析 (腹膜かん流含む)	⑪定期導尿(1日3回以上)・ 人工膀胱	⑫人工肛門

※毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等は人工呼吸器管理に含む。

### 4 利用時間

- ◆利用者お一人につき、年間288時間まで利用できます。
- ◆1回あたりの利用時間は、2時間から、以降30分単位で4時間まで
- ◆1日複数回利用することも可能です。

(例:6時間利用の場合 4時間1回+2時間1回)

※訪問看護師の派遣は通常1人ですが、看護師を2名派遣した場合は、当該時間を2回利用したことになります。

※学校等で利用した場合も、上限288時間に含まれます。

### 5 利用料

所得に応じて利用料が異なります

世帯の課税状況	利用時間					医師指示書 作成料自己 負担金
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
生活保護世帯・ 区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(障害者)区民税 所得割額16万円 未満	370円	460円	550円	640円	740円	70円
(障害児)区民税 所得割額28万円 未満	180円	220円	270円	310円	360円	30円
上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

# サービス利用の手順



## 申請をする前に

- ・利用対象に該当しているか確認してください。
- ・医療保険で利用中の訪問看護事業者が、在宅レスパイトサービスの利用もできるか、訪問看護事業者に確認してください。
- ・在宅レスパイトサービス医師指示書の様式を区から取り寄せ、主治医に作成を依頼し、記載してもらいます。医師指示書作成料はお支払いの上、領収書を必ずもらってください。世帯の課税状況に応じて、2,700円～3,000円を上限に医師指示書作成料の助成があります。
- ・在宅レスパイト・就労等支援サービスに関する様式は区のホームページからダウンロードできます。

## 申請に必要な書類（提出先は中野区役所障害福祉課・各すこやか福祉センター）

- ・身体障害者手帳・愛の手帳(手帳未取得の場合は東京都重症心身障害児在宅療育支援事業の決定通知書等、心身の状態を確認できるもの)
- ◆在宅レスパイト・就労等支援サービス事業利用申請書 ◆医師指示書及び領収書
- ◆医師指示書作成費助成金交付申請書 ◆医師指示書作成費助成交付請求書兼口座振替依頼書

## 利用登録

- ・区は申請書類一式を確認し、利用の決定をします。
- ・「利用決定通知書」がご自宅に後日送付されます。
- ・医師指示書の内容は区から訪問看護事業者に情報提供します。



## 利用予約

- ・「利用決定通知書」を訪問看護事業者に示し、在宅レスパイトサービスの利用希望日時を予約してください。

## サービス利用

- ・訪問看護師が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理・排せつ管理等、医師指示書に記載された内容です。
- ・入浴、外出を伴う介護、家事支援は対象外です。
- ・利用時間は1回につき2～4時間の範囲で30分単位で利用可能。

## 利用料支払

- ・自己負担が生じる場合は、訪問看護事業所へお支払いください。

## 訪問看護事業所

安全にサービスを提供するため、サービスを提供する訪問看護事業者は、原則、医療保険で訪問看護を受けている同一の事業所に限ります。訪問看護事業者と区が委託契約を結んだ後に、サービスが利用可能になります。



質問① 愛の手帳及び身体障害者手帳を取得していない場合、利用できますか。

回答①:区が医師の診断書等により、大島分類1～4に該当すると判断した場合は利用可能です。

※その場合、医師の指示書の「病状の状態」に記載していただくようお願いします。

質問② 利用者は、医療機器を使用しているものだけですか。

回答②:**重症心身障害児(者)**: 原則、医療機器を使用している方に限ります。ただし、医療機器を使用していない場合でも、訪問看護師によるケアや見守り等が必要であると医師が判断した場合は、利用可能です。(例)頻回なけいれん発作を起こすため、訪問看護師による服薬管理、見守りが必要等。

**医療的ケア児**:3の「対象となる医療的ケア」を受けているものに限ります。

質問③ 医療的ケアとは何ですか。

回答③:**重症心身障害児(者)**: 医師指示書「医療ケアの状況」に記載されているケア全般を指します。

**医療的ケア児**:3の「対象となる医療的ケア」を指します。

質問④ 訪問看護事業所は、どの事業所でも利用できますか。

回答④:中野区と契約している訪問看護事業所となります。中野区との契約の有無については、利用を予定している訪問看護事業所に確認してください。

質問⑤ 利用者1人につき、複数の訪問看護事業所を利用することは可能ですか。

回答⑤:可能です。訪問看護事業所を追加する場合、「変更届出書」により、届け出てください。

質問⑥ 学校等とは、具体的にどの範囲ですか。

回答⑥:対象のお子様について学校等からご家族への付き添いが求められた場合に学校等へ派遣が可能です。お子様が特別支援学校への通学をしている場合は、特別支援学校で実施している「保護者代理人制度」を利用します。事前に派遣看護師を登録していただき、学校側が承認した通知を区へ提出してください。送迎時の付き添いについては個別の状況で判断しますのでご相談ください。特別支援学校以外の学校等については各学校長等の承諾書が必要です。

質問⑦ 利用者負担は変わることはありますか。

回答⑦:年1回(10月1日更新)の所得判定により変更となる場合があります。また、利用者が18歳になって初めて迎える上記更新日に所得割額により、変更になる場合があります。



【制度についてのお問い合わせ先】

中野区役所 障害福祉課 在宅福祉係

☎03-3228-8953

【申請受付】各すこやか福祉センター

中部 ☎03-3367-7788

北部 ☎03-3389-4321

南部 ☎03-3380-5551

鷺宮 ☎03-3336-7111

中野区役所 障害福祉相談窓口(区役所3階)

☎03-3228-8953